

情報BOX



お知らせ

催し

募集

お願い

お問い合わせは

役場	☎388-1111	中央公民館	☎388-3231
	FAX387-5816	(町体育協会事務局)	
福祉健康センター	☎388-7171	教育文化課 学校教育担当	☎388-3926
福祉会館	☎387-1121	松枝公民館	☎387-0156
児童館	☎388-0811	総合会館	☎387-8432
子育て支援センター	☎387-0561	歴史未来館	☎388-0161
		ふらっと笠松	☎388-2355



お知らせ



住宅用太陽光発電システム単独型設置事業補助金終了

笠松町では、地球温暖化防止対策として、環境への負荷の少ない自然エネルギーの利用を推進するため、住宅用太陽光発電システムを設置した方に費用の一部を補助していますが、この補助制度は平成27年度で終了します。

補助を受けるには、平成28年3月31日までに電力会社と電力受給の契約が完了していることが条件で、補助申請を検討中の方は、期限に余裕をもってお申込みください。

【問合先】環境経済課



平成28年度健康診査申込調査

健康で明るい生活が送れるよう、がん検診など各種健(検)診を実施します。

今月号の広報かさまつに「健康診査申込調査票」が入っています。新たに受診を希望される方は、記入上の注意を参考に記入し、提出してください。健(検)診を申し込まれた方には、健(検)診の前に個別に案内します。

【調査対象者】平成10年4月1日以前に生まれた方

【申込期限】1月15日(金)

【提出先】役場福祉健康課窓口・福祉健康センター・松枝公民館・総合会館

【問合先】福祉健康課



身体障害者手帳をお持ちでない方も障害者控除の対象になる場合があります

65歳以上で身体障がい者などに準ずる方、またはその方を扶養している方は、所得税や住民税の所得控除を受けることができます。

所得控除の申告には、「障害者控除対象者認定書」が必要になりますので、福祉健康課へ印鑑を持参し、認定書交付の申請をしてください。

なお、障害者手帳などが交付されている方は、手帳の提示で所得控除の適用を受けることができるため、認定書の交付申請は必要ありません。

【障がい者などに準ずる方】

介護保険の要介護認定調査の内容などにより、日常生活に介助を必要とし、障がいを有すると確認できる方

【「障害者控除」の申告が可能な方】

所得税・住民税を納めている次の方

- ①町から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた65歳以上の方
- ②同認定書の交付を受けた65歳以上の方を扶養している方

【問合先】福祉健康課



無料税務相談所(常設)

税理士が、親切に税務相談に応じます。お気軽にご利用ください。

【日時】毎週月・水・金曜日 午後1時～4時
(8月、12月21日～1月10日、3月10日～15日、祝日を除く)

【場所】名古屋税理士会岐阜南支部
(岐阜市六条南2-11 岐阜産業会館5階)

【問合先】名古屋税理士会岐阜南支部
☎274-0658

循環社会に奉仕する

有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ 羽島郡笠松町大池町9番地の1
引越などの粗大ごみ TEL 058-388-1006
FAX 058-388-0765

わたしたちにできること

それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです

中部事務機株式会社

本社 岐阜市都通1丁目15番地 ☎(058)251-7191
大垣支店 大垣市築捨町5丁目69番地1 ☎(0584)89-0711
東濃支店 可児市羽崎495番地1 ☎(0574)62-8490